

藤 沢 市 おくやみ ガイドブック

このたびは、大切な方のご逝去に心からおくやみ申し上げます。

今後の様々な手続きに
少しでもお役に立てることを願っております。

2025年度版



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2025年7月発行

発行：藤沢市

編集・デザイン：株式会社ジチタイアド



湘南野村綜合法律事務所

この度は、心よりお悔やみ申し上げます。
相続等に関するお手続きにお困りの際は、
どうぞ、お気軽にご相談ください。



遺産分割の進め方、不動産の処分、遺言書の取り扱いなど、
お困りごとは何でもご相談ください。

遺産分割

ご本人が遺言書を作らずお亡くなりになった場合、遺産を分割するために必要となる協議書の作成のご相談をお受けしております。
相続人同士での話し合いによる解決が難しい場合、遺産の状況を確認したい場合など、ご相談ください。

代表弁護士
野村 俊介

(神奈川県弁護士会所属)



〔経歴〕

藤沢市出身。2009年弁護士登録。
横浜市、川崎市内法律事務所を経て2016年4月、藤沢市内で湘南野村綜合法律事務所を設立。
神奈川県弁護士会高齢者・障害者の権利に関する委員会 所属
(福)鎌倉市社会福祉協議会法人後見審査会 委員長
寒川町空家等対策協議会 委員

弁護士ドットコムに掲載中

完全個室の相談スペースで、プライバシーを守ります。事務所周辺にはコインパーキングも多くありますので、お車でご来所いただくことも可能です。

成年後見

ご高齢の方や障がいをお持ちの方の身上監護・財産管理を行う成年後見制度について、ご相談をお受けしております。
相続の際、ご自身では遺産分割の話し合いが難しい方がいらっしゃる場合にも、同制度のご利用をご検討ください。

遺言・遺留分

ご自身が亡くなった場合に備えて、財産の処分の仕方を定める遺言書作成についてご相談をお受けしています。
遺言書が見つかり、その内容が相続人間で著しく不公平な場合など、遺言の内容について確認したい場合にもご相談ください。



〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-7-4
MORIビル3階B「藤沢駅」南口徒歩5分



—— お一人で悩まず、お気軽にご相談ください ——

湘南野村綜合法律事務所

TEL 0466-54-7302

(受付時間：9:00～17:00)

<https://shonan-nomura-law.com/>



2025.4時点

市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

番号	区分	手続きが必要な人=亡くなった方	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
1	住民登録	世帯主である	●世帯主の変更(世帯主変更届)		☐		4
2	印鑑登録	印鑑登録をしている	●手続き不要(死亡届に基づき廃止) ※亡くなった方の印鑑登録証は破棄していただいて構いません。		☐	市民窓口センター 《本庁舎1階》	-
3	マイナンバーカード 住民基本台帳カード	マイナンバーカード及び通知カード、個人番号通知書、住民基本台帳カードを持っている	●手続き不要 ※マイナンバーカード及び通知カード、個人番号通知書は亡くなった方のマイナンバーを知る書類となるため、一定期間の保管をお願いします。住民基本台帳カードは破棄していただいて構いません。		☐		-
4	年金	国民年金に加入している	国民年金の手続き ●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求 ●死亡一時金の請求		☐	保険年金課 《本庁舎1階》	4・5
5		厚生年金に加入している	日本年金機構藤沢年金事務所(☎0466-50-1151)へ直接お問い合わせください(要予約)。				-
6		共済組合に加入している	各共済組合へ直接お問い合わせください。				-
7		国民年金(第1号期間のみの老齢基礎年金・障がい基礎年金・遺族基礎年金)を受給している	●未支給年金の請求		☐	保険年金課 《本庁舎1階》	5
8		国民年金・厚生年金を受給している	日本年金機構藤沢年金事務所(☎0466-50-1151)へ直接お問い合わせください(要予約)。				-
9		共済年金を受給している	各共済組合へ直接お問い合わせください。				-
10	保険	国民健康保険(国保)に加入している	●葬祭費の支給申請 ●国民健康保険資格確認書または被保険者証の返還 (故人が世帯主だった場合は、世帯全員分の差し替えが必要)		☐	保険年金課 《本庁舎1階》	5
11		後期高齢者医療制度に加入している	●葬祭費の支給申請 ●後期高齢者医療資格確認書または被保険者証の返還		☐		6
12	介護保険	65歳以上または介護認定を受けている	●介護保険料の精算 ●介護保険被保険者証等の返還		☐	介護保険課 《本庁舎2階》	6
13		高額介護サービス費等を受給している	●振込口座の変更		☐		6
14	在宅福祉サービス	紙おむつ支給事業を利用している	●配送を中止する		☐	高齢者支援課 《本庁舎2階》	-
15		緊急通報システム事業を利用している	●緊急通報装置の撤去・返還		☐	または 在宅福祉サービスセンター (☎0466-50-3524)へ直接お問い合わせください。	-
16		寝具乾燥消毒事業を利用している	●配送を中止する		☐		-
17		認知症等行方不明SOSネットワークに登録している	●登録の削除		☐		-
18	高齢者福祉	福寿医療証を持っている	●資格喪失届(医療証の返還)		☐	障がい者支援課 《本庁舎2階》	6

市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

番号	区分	手続きが必要な人＝亡くなった方	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
19	障がい	障がい福祉サービスを利用している（介護給付費、訓練等給付費、地域生活支援事業、補装具・日常生活用具の給付、通所交通費、住宅改修等）	●サービス廃止の申請		☐	障がい者支援課 《本庁舎2階》	7
20		次のいずれかを所有している 身体障がい者手帳、療育手帳、 精神障がい者保健福祉手帳	●各種障がい者手帳の返還届		☐		7
21		次のいずれかを受給している 特別障がい者手当、障がい児 福祉手当、経過的福祉手当	●受給資格喪失届		☐		7
22		藤沢市障がい者福祉手当を 受給している	●受給資格喪失届		☐		7
23		自立支援医療受給者証（精神通院） を持っている	●受給者証の返還届		☐		8
24		障がい者等医療証を持っている	●資格喪失届（医療証の返還）		☐		8
25	指定難病	特定医療費（指定難病） 医療受給者証を所有している	●特定医療費（指定難病） 医療受給者証の返納		☐	保健予防課 《保健所4階》	8
26	墓地・墓園	市営墓地の使用者である	●墓地の承継（名義変更）の届出		☐	福祉総務課 《本庁舎2階》	8
27	子ども	児童手当の支給対象児 または受給者である	(支給対象児) ●消滅届または額改定届 (受給者) ●消滅届 ●未支払請求書 ●新受給者での認定請求書		☐	子育て給付課 《本庁舎3階》	9
28		児童扶養手当の支給対象児 または受給者である	(支給対象児) ●資格喪失届または額改定届 (受給者) ●受給資格者死亡届 ●未支払手当請求書 ●新受給者での認定請求書		☐		9
29		配偶者が亡くなった場合で、 児童（18歳に達する日以後の最初の 3月31日まで、もしくは中程度 以上の障がいがある場合は20歳 未満まで）を扶養している	●ひとり親家庭相談 ●児童扶養手当認定請求 （所得制限あり） ●ひとり親家庭等医療費助成申請 （所得制限あり）		☐		9
30		特別児童扶養手当の支給対象児 または受給者である	(支給対象児) ●資格喪失届または額改定届 (受給者) ●喪失届 ●新受給者での認定請求書		☐		10

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

番号	区分	手続きが必要な人＝亡くなった方	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
31	子ども	小児医療証・ひとり親家庭等福祉医療証を持っている	●受給資格等変更届 ●医療証の返還		☐	子育て給付課 《本庁舎3階》	10
32		自立支援医療受給者証（育成医療）を持っている	●自立支援医療受給者証（育成医療）の返還		☐		10
33		養育医療券を持っている（未熟児養育医療）	●養育医療券の返還		☐		10
34		小児慢性特定疾病医療受給者証を持っている	●受給者証返納届 ●小児慢性特定疾病医療受給者証の返還		☐		10
35	税金	土地または家屋を所有している	●固定資産に係る現所有者の申告（相続人代表者の指定） ●未登記家屋の名義変更		☐	資産税課 《本庁舎4階》	11
36		市税（市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税）を納めている	●納税に関する手続きや納付 ●口座振替の停止 ※市税の口座振替をしている方のみ		☐	納税課 《本庁舎4階》	11
			●相続人代表者の指定（土地または家屋を所有していない方）		☐	納税課 《本庁舎4階》 ※土地または家屋を所有している方は資産税課で受付します。	11
37		原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有している	●廃車・名義変更		☐	納税課 《本庁舎4階》	11
38	市営住宅	市営住宅に入居している	（すべての方） ①市営住宅入居世帯員異動届（名義人から承継できる場合） ②市営住宅入居承継承認申請（退去の場合） ③市営住宅退去・明渡届（市営住宅の駐車場を明け渡す場合） ④市営住宅駐車場明渡届		☐	住まい暮らし政策課 《分庁舎3階》 または 一般社団法人かながわ土地建物保全協会	12
39	森林・樹木	地域森林計画対象民有林を所有している	●森林法第10条の7の2第1項の規定による届出（所有者の変更届）		☐	みどり保全課 《分庁舎6階》	-
40		保存樹林・保存樹木・保存生垣に指定されている	●所有者の変更届		☐		
41	農地	農地を所有している	（相続する方が届出） ●農地法第3条の3第1項の規定による届出		☐	農業委員会事務局 《分庁舎7階》	12
42	ペット	犬を飼っている	（飼い主の変更） ●犬の登録事項変更等届		☐	生活衛生課 《保健所4階》	12

市役所での手続き

※番号は、参照ページの有無により
欠番となっているものがあります。

本人確認書類とは、マイナンバーカード、運転免許証などのことです。

1. 世帯主である

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●世帯主の変更 (世帯主変更届)	☐ 世帯全員の国民健康保険資格確認書 または被保険者証 (国民健康保険加入者のみ) ☐ 届出人の本人確認書類	市民窓口センター 《本庁舎1階》 各市民センター・石川 分館(藤沢・村岡市民 センターを除く)	—

〈その他注意点等〉残った世帯に15歳以上の世帯員が2人以上いる場合手続きが必要。

4. 国民年金に加入している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●遺族基礎年金の請求	☐ 請求者の本人確認書類 ☐ 請求者と亡くなった方の 基礎年金番号がわかるもの ☐ 請求者(本人及び子)名義の預金通帳 ☐ 戸籍謄本または「法定相続情報一覧 図の写し」(亡くなった方と請求者の 関係がわかるもの) ☐ 死亡診断書または死亡届記載事項証明 ☐ 亡くなった方の住民票(除票)※ ☐ 請求者の世帯全員の住民票※ ☐ 請求者(本人及び子)の課税証明など※ ※請求者がマイナンバーを持参して 手続きする場合は、省略可	保険年金課 《本庁舎1階》	請求より 5年経過した分は 時効により 受けられません。
●寡婦年金の請求	☐ 請求者の本人確認書類 ☐ 請求者と亡くなった方の基礎年金 番号がわかるもの ☐ 請求者名義の預金通帳 ☐ 戸籍謄本(亡くなった方と請求者の 関係がわかるもの)※ ☐ 亡くなった方の住民票(除票)※ ☐ 請求者の世帯全員の住民票※ ☐ 請求者の課税証明など※ ※請求者がマイナンバーを持参して 手続きする場合は、省略可		死亡日から5年
●死亡一時金の請求	☐ 請求者の本人確認書類 ☐ 亡くなった方の基礎年金番号がわかるもの ☐ 請求者名義の預金通帳 ☐ 戸籍謄本または「法定相続情報一覧 図の写し」(亡くなった方と請求者の 関係がわかるもの) ☐ 亡くなった方の住民票(除票)※ ☐ 請求者の世帯全員の住民票※ ※請求者がマイナンバーを持参して 手続きする場合は、省略可		死亡日の 翌日から2年

〈その他注意点等〉

●遺族基礎年金

- ・請求者は、子のある妻や夫または子
- ※子とは18歳到達年度の末日までにある子、または障がいのある20歳未満の子を指します。
- ・亡くなった方の保険料納付要件があります。
- ・請求者は、生計維持要件と収入要件（年収850万円未満）があります。

●寡婦年金

- ・亡くなった夫の納付済期間と保険料免除期間を合算して10年以上あること、婚姻期間が10年以上継続していること、生計維持されていたこと、妻が65歳未満である（年金を受給していない）こと、妻の年収が850万円未満であること
- ・死亡一時金が受けられる場合は、どちらか有利な方を選択できます。

●死亡一時金

- ・第1号期間中の保険料の納付済期間が36月以上あること、年金を受給していないこと
- ・請求者は亡くなった方と生計を同じくしていた遺族です（優先順位があります）。
- ・別世帯、別住所の場合は、生計維持関係の申立書の添付が必要です。
- ・遺族基礎年金を受けられるときは請求できません。
- ・寡婦年金が受けられる場合は、どちらか有利な方を選択できます。

※提出する戸籍謄本、住民票は、死亡日以降、提出日から6か月以内に交付されたものです。

戸籍謄本については、請求者が配偶者の場合、請求者のマイナンバーがわかるものを持参で省略可能です。（遺族年金を除く）

※代理人が手続きをする場合、代理人の本人確認書類と委任状が必要です。

7. 国民年金(第1号期間のみの老齢基礎年金・障がい基礎年金・遺族基礎年金)を受給している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●未支給年金の請求	☐ 請求者の本人確認書類 ☐ 亡くなった方の年金証書 ☐ 請求者名義の預金通帳 ☐ 戸籍謄本または「法定相続情報一覧図の写し」(亡くなった方と請求者の関係がわかるもの) ☐ 亡くなった方の住民票(除票)※ ☐ 請求者の世帯全員の住民票※ ※請求者がマイナンバーを持参して手続きする場合は、省略可	保険年金課 ≪本庁舎1階≫ 各市民センター・石川分館(藤沢・村岡市民センターを除く) ※市民センターは老齢基礎年金のみ受付	死亡日から5年

〈その他注意点等〉・未支給年金の請求を行わないと振り込まれた年金の返納が生じる場合があります。

- ・請求者は亡くなった方と生計を同じくしていた遺族です（優先順位があります）。
- ・別世帯、別住所の場合は、生計維持関係の申立書の添付が必要です。
- ・提出先は、請求者の住所地の市役所です。

※提出する戸籍謄本、住民票は、死亡日以降に交付されたものです。

戸籍謄本については、請求者が配偶者の場合、請求者のマイナンバーがわかるものを持参で省略可能です。

※代理人が手続きをする場合、代理人の本人確認書類と委任状が必要です。

10. 国民健康保険(国保)に加入している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●葬祭費の支給申請 ●国民健康保険資格確認書等の返還 (故人が世帯主だった場合は、世帯全員分の差し替えが必要)	☐ 亡くなった方の国民健康保険資格確認書または被保険者証(お持ちの場合のみ) ☐ 振込先が確認できるもの(通帳等) ☐ 葬祭等を行った方・故人氏名、葬祭等を行った日がわかるもの(会葬礼状、葬祭費用の領収書など) ☐ 届出人の本人確認書類	保険年金課 ≪本庁舎1階≫ 各市民センター・石川分館(藤沢・村岡市民センターを除く)	葬祭等を行った日から2年

〈その他注意点等〉国保加入3か月未満で社会保険本人だった方は葬祭費は国保からは支給されないため、社会保険に確認が必要です。

11. 後期高齢者医療制度に加入している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
● 葬祭費の支給申請 ● 後期高齢者医療資格確認書等の返還	☐ 亡くなった方の後期高齢者医療資格確認書または被保険者証(お持ちの場合のみ) ☐ 振込先が確認できるもの(通帳等) ☐ 葬祭等を行った方・故人氏名、葬祭等を行った日がわかるもの(会葬礼状、葬祭費用の領収書など) ☐ 届出人の本人確認書類 ☐ 振込先が喪主名義以外の場合は喪主の印鑑(スタンプ印不可)	保険年金課 ≪本庁舎1階≫ 各市民センター・ 石川分館(藤沢市民センターを除く)	葬祭等を行った日から2年

12. 65歳以上または介護認定を受けている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
● 介護保険料の精算	※後日郵送する通知にてご確認ください。	介護保険課 ≪本庁舎2階≫	—
● 介護保険被保険者証等の返還	☐ 介護保険被保険者証等	介護保険課 ≪本庁舎2階≫ 各市民センター・ 石川分館(藤沢市民センターを除く)	—

13. 高額介護サービス費等を受給している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
● 振込口座の変更	☐ 届出人の本人確認書類 ☐ 相続人であることが確認できる書類(戸籍謄本など)の写し※ ※亡くなった方と届出人が同一世帯だった場合は、省略可	介護保険課 ≪本庁舎2階≫ 各市民センター・ 石川分館(藤沢市民センターを除く)	速やかに

〈その他注意点等〉 サービスを利用した月の翌月1日から起算して2年を経過すると、時効により支給を受けられなくなります。

18. 福寿医療証を持っている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
● 資格喪失届(医療証の返還)	☐ 福寿医療証	障がい者支援課 ≪本庁舎2階≫ 各市民センター・ 石川分館(藤沢市民センターを除く)	—

19. 障がい福祉サービスを利用している(介護給付費、訓練等給付費、地域生活支援事業、補装具・日常生活用具の給付、通所交通費、住宅改修等)

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●サービス廃止の申請	☐ 障がい福祉サービス受給者証 ☐ 届出人の本人確認書類 (通所交通費、グループホーム補助金受給中、住宅改修申請中の場合はさらに次のもの) ☐ 亡くなった方と届出人の関係がわかる書類等 ☐ 振込先が確認できるもの(通帳等)	障がい者支援課 《本庁舎2階》	速やかに

〈その他注意点等〉状況により別途書類が必要になる場合がありますので、詳しくは担当課までご確認ください。

20. 次のいずれかを所有している 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●各種障がい者手帳の返還届	☐ 障がい者手帳 ☐ 届出人の本人確認書類	障がい者支援課 《本庁舎2階》 各市民センター・石川分館(藤沢市民センターを除く) ※18歳未満の方はこども家庭センターでも受付します。	—

21. 次のいずれかを受給している 特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●受給資格喪失届	☐ 配偶者または当該手当における扶養義務者名義の普通預金口座がわかるもの ☐ 届出人の本人確認書類	障がい者支援課 《本庁舎2階》 各市民センター・石川分館(藤沢市民センターを除く) ※18歳未満の方はこども家庭センターでも受付します。	14日以内

22. 藤沢市障がい者福祉手当を受給している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●受給資格喪失届	☐ 相続人名義の普通預金口座がわかるもの ☐ 届出人の本人確認書類 ☐ 相続人であることが確認できる書類	障がい者支援課 《本庁舎2階》 各市民センター・石川分館(藤沢市民センターを除く) ※18歳未満の方はこども家庭センターでも受付します。	—

23. 自立支援医療受給者証(精神通院)を持っている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●受給者証の返還届	☐ 自立支援医療受給者証(精神通院) ☐ 届出人の本人確認書類	障がい者支援課 ≪本庁舎2階≫ 各市民センター・ 石川分館(藤沢市民 センターを除く) ※18歳未満の方は こども家庭センター でも受付します。	—

24. 障がい者等医療証を持っている

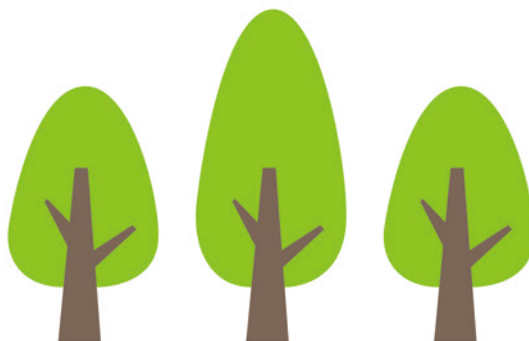
手続き	持ち物	受付窓口	期限
●資格喪失届 (医療証の返還)	☐ 障がい者等医療証 ☐ 届出人の本人確認書類	障がい者支援課 ≪本庁舎2階≫ 各市民センター・ 石川分館(藤沢市民 センターを除く)	—

25. 特定医療費(指定難病)医療受給者証を所有している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●特定医療費(指定難病) 医療受給者証の返納	☐ 特定医療費(指定難病)医療受給者証 ※払戻し請求完了後に返納してください。	保健予防課 ≪保健所4階≫ 市民窓口センター 各市民センター・ 石川分館 (藤沢・村岡市民 センターを除く) 介護保険課・保険年金課	—

26. 市営墓地の使用者である

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●墓地の承継(名義変更) の届出	福祉総務課または藤沢市大庭台墓園へお問い合わせください。 (西富墓地は福祉総務課のみ)		速やかに



27. 児童手当の支給対象児または受給者である

手続き	持ち物	受付窓口	期限
(支給対象児) ●消滅届または額改定届 (受給者) ●消滅届 ●未支払請求書 ●新受給者での認定請求書	(支給対象児) ☐ 窓口に来る方の本人確認書類 (受給者) ●消滅届 ☐ 窓口に来る方の本人確認書類 ●未支払請求書 ☐ 対象児童の口座番号がわかるもの ●新受給者での認定請求書 ☐ 窓口に来る方の本人確認書類 ☐ 新受給者のマイナンバー、 口座番号がわかるもの	子育て給付課 ≪本庁舎3階≫ 各市民センター・ 石川分館(藤沢市民 センターを除く)	亡くなった日の 翌日から15日以内

〈その他注意点等〉状況により別途書類が必要になる場合がありますので、詳しくは担当課までご確認ください。

28. 児童扶養手当の支給対象児または受給者である

手続き	持ち物	受付窓口	期限
(支給対象児) ●資格喪失届または額改定届 (受給者) ●受給資格者死亡届 ●未支払手当請求書 ●新受給者での認定請求書	(支給対象児) ☐ 児童扶養手当証書もしくは窓口に来る方の本人確認書類 (受給者) ●受給資格者死亡届 ☐ 児童扶養手当証書もしくは窓口に来る方の本人確認書類 ●未支払手当請求書 ☐ 対象児童の口座番号がわかるもの ●新受給者での認定請求書 子育て給付課でひとり親相談の際に必要な書類を説明します。	子育て給付課 ≪本庁舎3階≫ 各市民センター・ 石川分館(藤沢市民 センターを除く) ※新規認定請求は 子育て給付課のみ	速やかに

〈その他注意点等〉状況により別途書類が必要になる場合がありますので、詳しくは担当課までご確認ください。

29. 配偶者が亡くなった場合で、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、もしくは中程度以上の障がいがある場合は20歳未満まで)を扶養している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●ひとり親家庭相談 ●児童扶養手当認定請求(所得制限あり) ●ひとり親家庭等医療費助成申請(所得制限あり)	ひとり親家庭相談の際に児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成申請に必要な書類を説明します。	子育て給付課 ≪本庁舎3階≫	速やかに

〈その他注意点等〉遺族年金の受給状況によって、児童扶養手当の受給可否が変わりますので、事前に遺族年金を受給できるかどうかご確認ください。

30. 特別児童扶養手当の支給対象児または受給者である

手続き	持ち物	受付窓口	期限
(支給対象児) ●資格喪失届または額改定届 (受給者) ●喪失届 ●新受給者での認定請求書	(支給対象児) ☐ 受給者証、窓口に来る方の本人確認書類 (受給者) ●喪失届 ☐ 受給者証、窓口に来る方の本人確認書類 ●新受給者での認定請求書 子育て給付課で必要な書類について説明をします。	子育て給付課 ≪本庁舎3階≫ 各市民センター・ 石川分館(藤沢市民センターを除く)	速やかに

〈その他注意点等〉状況により別途書類が必要になる場合がありますので、詳しくは担当課までご確認ください。

31. 小児医療証・ひとり親家庭等福祉医療証を持っている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●受給資格等変更届 ●医療証の返還	☐ 小児医療証またはひとり親家庭等福祉医療証	子育て給付課 ≪本庁舎3階≫ 各市民センター・ 石川分館(藤沢市民センターを除く)	—

32. 自立支援医療受給者証(育成医療)を持っている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●自立支援医療受給者証(育成医療)の返還	☐ 自立支援医療受給者証(育成医療)	子育て給付課 ≪本庁舎3階≫ 各市民センター・ 石川分館(藤沢市民センターを除く)	—

33. 養育医療券を持っている(未熟児養育医療)

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●養育医療券の返還	☐ 養育医療券	子育て給付課 ≪本庁舎3階≫ 各市民センター・ 石川分館(藤沢市民センターを除く)	—

34. 小児慢性特定疾病医療受給者証を持っている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●受給者証返納届 ●小児慢性特定疾病医療受給者証の返還	☐ 小児慢性特定疾病医療受給者証	子育て給付課 ≪本庁舎3階≫ 平塚保健福祉事務所	—

〈その他注意点等〉還付請求がある場合は、医療機関等の領収書と小児慢性特定疾病医療費請求書をご提出ください。

35. 土地または家屋を所有している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●固定資産に係る 現所有者の申告 (相続人代表者の指定)	☐ 相続人であることがわかる書類 ※亡くなった方と相続人代表者が 藤沢市在住で同一世帯だった場合は、 省略可。 書類例: 亡くなった方と相続人代表者の 戸籍全部事項証明書、遺産分割 協議書、遺言書、法定相続情報一覧図 等(コピー可)	資産税課 《本庁舎4階》	現所有者(相続人) であることを 知った日の翌日 から3か月以内
●未登記家屋の名義変更	☐ 未登記家屋の名義変更に関する 申出書 ☐ 相続人や相続内容がわかる書類 (遺産分割協議書等) ※その他必要となる資料がありますので、 詳しくはお問い合わせください。		—

36. 市税(市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税)を納めている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●納税に関する手続きや 納付	納税課へお問い合わせください。	納税課 《本庁舎4階》	納税課へお問い 合わせください。
●口座振替の停止	☐ 来庁者の本人確認書類 (電話でのお手続きも可能です)		速やかに
●相続人代表者の指定 (土地または家屋を 所有していない方)	☐ 申述受理書(相続放棄の場合)	納税課《本庁舎4階》 ※土地または家屋を 所有している方は 資産税課で受付し ます。	速やかに

37. 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●廃車・名義変更	●廃車 ☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 所有者の死亡及び相続関係が証明 できる書面(戸籍謄本等) ☐ 届出人の本人確認書類 ●名義変更 ☐ 届出人の本人確認書類 ☐ 標識交付証明書 ☐ 所有者の死亡及び相続関係が 証明できる書面(戸籍謄本等)	納税課 《本庁舎4階》 長後市民センター 明治市民センター 遠藤市民センター 湘南大庭市民センター	●廃車 廃棄等した 日から30日以内 ●名義変更 譲渡した日から 15日以内

〈その他注意点等〉軽自動車税(種別割)は、4月1日現在の名義人に課されるため、年度末に廃棄・譲渡等をした場合は、上記の手続き期限によらず、3月末までにお手続きください。

38. 市営住宅に入居している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
(すべての方) ①市営住宅入居世帯員異動届 (名義人から承継できる場合) ②市営住宅入居承継承認申請 (退去の場合) ③市営住宅退去・明渡届 (市営住宅の駐車場を明け渡す場合) ④市営住宅駐車場明渡届	①②亡くなったことを確認するための書類(住民票(除票)、戸籍謄本等)	一般社団法人 かながわ土地建物 保全協会 ☎0466-43-7732 (指定管理者)	①事実発生日から15日以内 ②承継の理由となる事実発生日から30日以内 ③退去をしようとする日の15日前まで ④明け渡しをしようとする日の15日前まで

〈その他注意点等〉承継できるのは原則配偶者のみです。承継できない場合は退去の手続きとなります。

41. 農地を所有している

手続き	持ち物	受付窓口	期限
●農地法第3条の3第1項の規定による届出	農地法第3条の3第1項の規定による届出書、農地の権利を取得したことがわかる書類の写し (全部事項証明書、遺産分割協議書等)	農業委員会事務局 ≪分庁舎7階≫	農地についての権利取得を知った日からおおむね10か月以内

〈その他注意点等〉農地を相続する方の届出になります。

42. 犬を飼っている

手続き	持ち物	受付窓口	期限
(飼い主の変更) ●犬の登録事項変更等届	—	生活衛生課 ≪保健所4階≫	事実発生日から30日以内



市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	運転免許証	返納		☐	藤沢警察署 藤沢市本鵜沼4-1-8 ☎0466-24-0110 藤沢北警察署 藤沢市円行2-5-1 ☎0466-45-0110
	軽二輪車、 二輪の小型自動車	名義変更・廃車等		☐	湘南自動車検査登録事務所 平塚市東豊田字道下369-10 ☎050-5540-2038
	三輪及び四輪の 軽自動車	名義変更・廃車等		☐	軽自動車検査協会 神奈川事務所湘南支所 平塚市東豊田字道下369-13 ☎050-3816-3119
	普通自動車	税金に関する手続き (重量税を除く)		☐	自動車税管理事務所 湘南駐在事務所 平塚市東豊田字道下369-12 ☎0463-54-2011
		名義変更・廃車等		☐	湘南自動車検査登録事務所 平塚市東豊田字道下369-10 ☎050-5540-2038
	国税	相続税・所得税・消費税申告等		☐	藤沢税務署 藤沢市朝日町1-11 ☎0466-22-2141
	年金	年金に関する手続き		☐	藤沢年金事務所 藤沢市藤沢1018 ☎0466-50-1151
	不動産登記	土地・家屋等所有者の 相続登記等		☐	横浜地方法務局 湘南支局 藤沢市辻堂神台2-2-3 ☎0466-35-4620
	遺言書	検認・開封		☐	横浜家庭裁判所 横浜市中区寿町1-2 ☎045-345-3463
	パスポート	返納		☐	湘南パスポートセンター 藤沢市辻堂神台2-2-1 アイクロス湘南3階 ☎0466-31-2300
	雇用保険の失業等給付	未支給失業等給付の手続き		☐	ハローワーク藤沢 藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎1・2階 ☎0466-23-8609
	生命保険	死亡保険金の請求・ 入院給付金の請求等		☐	加入していた生命保険会社または代理店
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		☐	各金融機関 等
	株式等	名義変更		☐	各証券会社 等
	国債	記名変更・償還金受領		☐	償還金支払場所または 証券保険証書に記載の郵便局
	クレジットカード	解約		☐	各契約会社
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		☐	各契約会社
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		☐	領収書に記載されている会社及び営業所
	上下水道	水道の使用休止・名義変更、 振替口座や支払方法の変更		☐	神奈川県営水道お客さまコールセンター ナビダイヤル ☎0570-00-5959 藤沢水道営業所 藤沢市鵜沼石上2-6-1 ☎0466-27-1211
	インターネット	名義変更・解約		☐	各契約会社
	NHK受信料	名義変更・解約		☐	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		☐	各契約会社

ご遺族手続支援窓口のご案内

ご遺族手続支援窓口は、大切な方を亡くされたご遺族に対して、亡くなられた後の市役所での必要な手続をまとめてご案内するための専用窓口です。ご案内後は、ご遺族自身が各担当窓口をまわって手続を行っていただきます。

利用できる方 お亡くなりの方に藤沢市に住民登録があった方のご遺族

利用できる日 火曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）

①午前9時～ ②午前10時30分～ ③午後1時～ ④午後2時30分～

利用方法 **事前予約制** ※ご予約をいただいてから必要な手続を調査するまでに5開庁日ほどお時間をいただきます。

【電話予約】

予約専用番号：☎0466-50-8281

予約受付時間：月曜日から金曜日 午前9時から午後4時まで
（祝日、年末年始を除く）

【WEB予約】

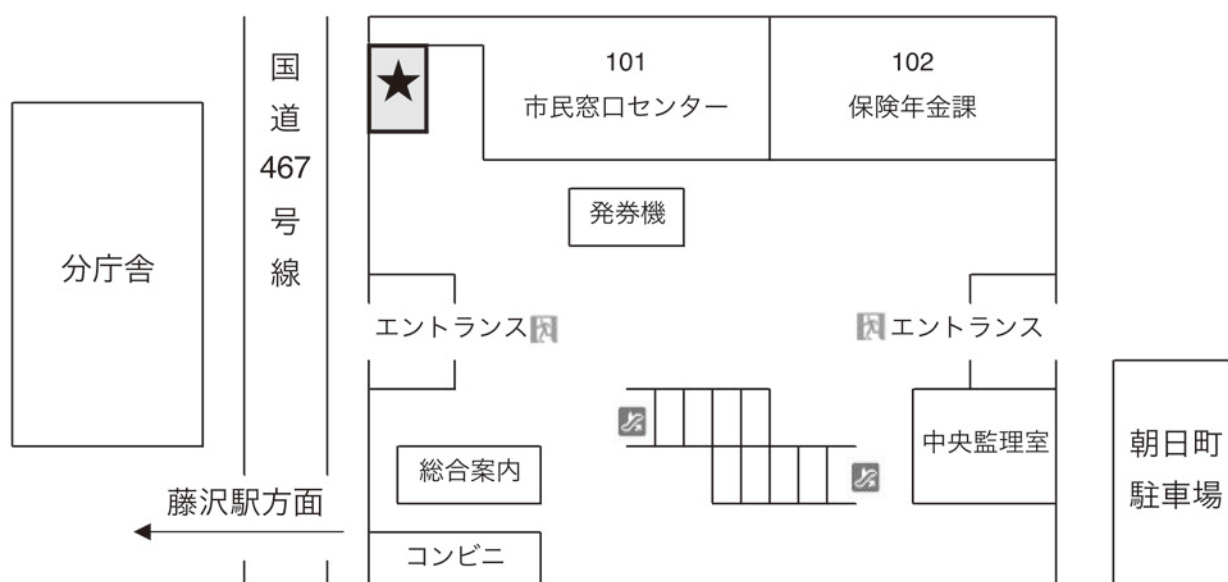
藤沢市市民ポータルサイト「ふじまど」にアクセスし、ご利用日時を選択後、お亡くなりになられた方やご予約者の方の情報を入力して予約をお取りください。

※「ふじさわID」の登録が必要です。



オンライン予約

開設場所 藤沢市役所本庁舎1階（★印）



問い合わせ 藤沢市役所 市民窓口センター

※ご遺族手続支援窓口の電話予約は、

予約専用番号 ☎0466-50-8281 に直接おかけください。

「ご遺族手続支援窓口」ご利用の流れ

① 葬儀を終えてからご予約ください

必要な手続をお調べするため、次の内容をお聞きます。

対象者	お聞きする情報
亡くなられた方	氏名／生年月日／住所／お亡くなりになられた日（死亡日）／死亡届の届出日と届出場所（火葬場）
予約をされる方	氏名／生年月日／住所／連絡先／故人からみた続柄

<注意事項>

※予約をされる方と、利用日にご来庁される方が異なる場合は、それぞれの方の情報をお聞きます。

※ご利用にあたっては、聞き取りした情報を庁内関係課で共有することへの同意が必要です。

なお、聞き取りした情報は、死亡後の遺族の手続以外に利用することはありません。

② ご利用日の2開庁日前までに担当の職員よりご連絡します

利用日の持ち物についてご案内します。

お手元に、**藤沢市おくやみガイドブック(本冊子)**をご用意ください。

<注意事項>

※死亡届の記録状況により、利用日の変更をお願いする場合があります。

③ ご利用日時に「ご遺族手続支援窓口」へお越しください

亡くなられた後の市役所での必要な手続をまとめてご案内します。

<注意事項>

※手続を代理の方が行う場合、委任状が必要となることがあります。

※ご遺族手続支援窓口でご案内後は、原則ご自身で各担当窓口での手続を行っていただきます。

各担当窓口が混雑している場合や手続内容によっては、一度に手続が終わらない場合があります。

※ご遺族手続支援窓口をご利用せずに、直接各担当窓口に行って手続をしていただくことも可能です。
その場合予約は不要です。



空家を相続される方へのご案内

こんな相談のときは		聞きたいこと・頼みたいこと	問い合わせ先
①	不動産を相続することになったけど、どんな手続きが必要になるのか	不動産を相続したとき、いつまでに、どんな手続きをしなければいけないのか。	神奈川県司法書士会 ☎045-641-1372
②	不動産の相続を放棄したい	突然、知らない不動産の相続人と言われたが、管理もできないので、相続を放棄したい。	神奈川県行政書士会湘南支部 ☎0466-53-7835
③	空家を売りたい、貸したい、建て替えたい	相続した空家を売却したい。一定期間を定めて空家を貸したい。建物を建て替えたい。	神奈川県宅地建物取引業協会湘南支部 ☎0466-25-4043
			全日本不動産協会 神奈川県本部湘南支部 ☎0466-28-1445
④	空家を解体したい、修繕したい	空家を解体したい。空家を修繕して使えるようにしたい。	一般社団法人藤沢市建設業協会 ☎0466-27-3341
⑤	家の中にある家財を整理し、片付けたい	相続した家の中に残された遺品・家財を片付けたい。	一般社団法人家財整理相談窓口 ☎0120-012-620
⑥	相続した空家の土地の境界が分からない	どこまでが相続した空家の土地なのか境界が分からない。	神奈川県土地家屋調査士会 ☎045-312-1177
⑦	空家に関する税金について知りたい	空家を相続すると、どんな税金がかかるのか。税額はどれくらいなのか。	東京地方税理士会藤沢支部 ☎0466-26-3887
⑧	空家の管理・草取りを頼みたい	遠くに住んでいるため空家が管理できない。管理してくれるところを知りたい。敷地内の除草、低木の剪定をしてほしい。	藤沢市シルバー人材センター ☎0466-27-1100
⑨	樹木の伐採を頼みたい	高木、道路にはみ出した樹木など、自分ではできない危険を伴う伐採作業などを頼みたい。	藤沢市緑化事業協同組合 ☎0466-55-1811
⑩	空家を地域で利用してもらいたい	相続した空家を地域活動で利用してほしい。使わなくなった住宅を地域の役に立ててほしい。	藤沢市役所 住まい暮らし政策課 ☎0466-50-3541
⑪	空家のことで、何をしたららよいのか分からない	空家を相続することになりそうだが、今後、何をしたららよいのか。	藤沢市役所 住まい暮らし政策課 ☎0466-50-3541

相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続登記をしないと…？

❶ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

❷ いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

❸ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のとおり相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

① 相続が発生したこと及び 相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ● 除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

② 相続人全員の住民票の写し

③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

④ 委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

- 〔手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。〕
- ※原則として、委任状必須

法務局HPより
ダウンロードが
可能です！

STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と
登記申請書を提出し申請します。

完了

すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)
の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)



法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>) を加工して作成

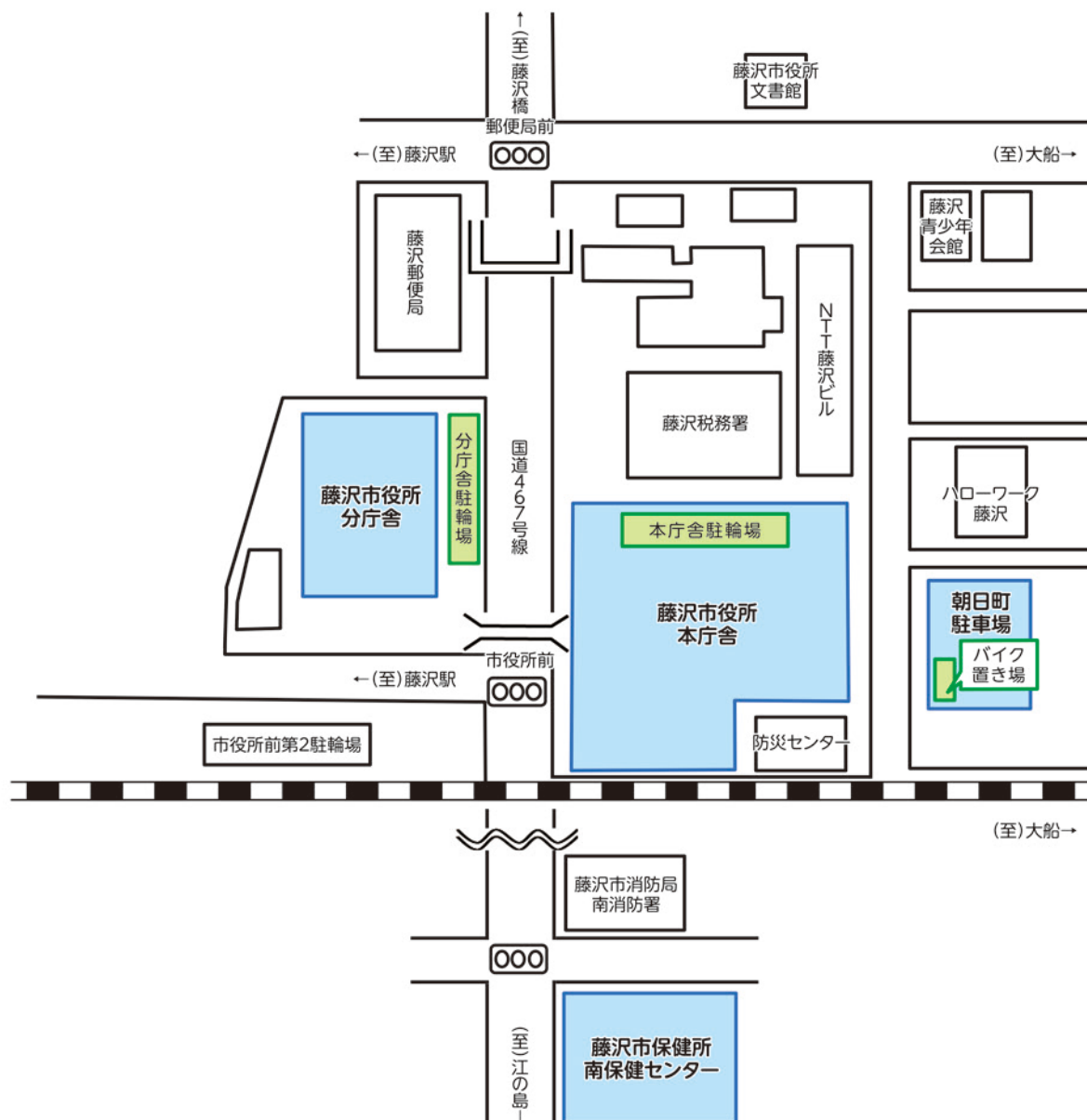
藤沢市役所案内図 (令和7年4月現在)

所在地 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

開庁日 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

開庁時間 午前8時30分～午後5時
※受付時間は手続きにより異なる場合があります。

連絡先 藤沢市コンタクトセンター
☎25-1111(受付日時:午前8時～午後9時、年中無休)
※職員(各課等)への電話の取り次ぎは、市役所開庁日の
午前8時30分～午後5時15分まで



遺産・相続 弁護士

弁護士法人湘南LAGOON

弁護士 高宮 隆吉

神奈川県弁護士会所属 登録番号38462

弊所が選ばれる理由

- ① 迅速対応
- ② 問題解決力
- ③ わかりやすい弁護士費用
- ④ 不動産相続に強い。宅建協会の顧問10年
- ⑤ 相談件数1,500件以上
- ⑥ 関東学院ロースクール講師(2011年～2015年)
- ⑦ 相続税の知識が豊富

「弊所ならではの強み」で解決へと導きます。
まずはお気軽にご相談ご予約を。

初回**60分 無料相談**



朝日新聞社
運営の
ポータルサイト

相続金議
に掲載中!

弁護士法人湘南LAGOON

☎0120-99-7729

■代表番号 0466-90-5931 ■受付時間 平日 9:00～17:30

〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢20-21 MKビル8階

★JR、小田急電鉄、江ノ島電鉄各駅より徒歩 1 分

<https://shonan-sozoku.net/>

弁護士法人湘南LAGOON 相続 検索



宗旨宗派不問

湘南ふじみ霊園

Bellmore

湘南ベルマーレ オフィシャルパートナー

SHONAN FUJIMI CEMETERY

湘南ふじみ霊園

—— 全区画 永代供養付き ——



資料請求は
コチラから



霊園紹介動画は
コチラから

愛するペットと
ともに眠れる

永代供養
樹木墓地

樹木墓地「芝桜」

芝桜咲き誇るハイグレードな新区画、好評販売中。

管理料不要 / 永代供養

永代
使用料

94.72
万円から

将来無縁になっても、
お墓とご遺骨は永遠に残ります。

- ご家族ペットといつまでも一緒に眠れます。
- お参りする方がいなくなっても合祀されず
毎年合同供養いたします。

樹木墓地「こもれび」

将来無縁になっても、お墓とご遺骨は永遠に残ります。

管理料不要 / 永代供養

永代
使用料

19.7
万円から

- ご家族といつまでも一緒に眠れます。
- お参りする方がいなくなっても合祀されず
毎年合同供養いたします。



平面タイプ



サークルタイプ



【湘南ふじみ霊園概要】●所在地／神奈川県藤沢市西富610-3 ●経営・管理／宗教法人月光寺 ●許可番号／平28環境第5651号 ●総面積／25,232.72㎡ ●総区画数／3,425区画
●施設・設備／管理事務所、休憩所、水道施設、トイレ、永代供養塔、法要室、会食室、駐車場、エレベーター ※現地管理事務所には係員が常駐しておりますので、お気軽にご相談ください。

株式会社加登 TOKYO

0120-4114-25



各専門家と連携し、すべての相続手続きを ワンストップで承ります

相続の手続きは、平日に手続きすることの多いうえ、
相続税の申告までの期限は相続発生日から 10 ヶ月です。
日数や時間の制約等、負担の多い相続手続きはすべて
中尾一英税理士事務所にお任せください。

相続に関する主な手続き

- ☒ 戸籍の収集
- ☒ 財産目録の作成
- ☒ 遺産分割協議書の作成
- ☒ 金融機関の手続き
- ☒ 不動産の名義変更
- ☒ 相続税の申告 など



コストを節約

財産を大切にお守りするには
手続きに関わる費用も重要です
**小さな事務所だからこそできる
低価格**なご予算で対応致します

相談・見積無料

初回相談料は一切かかりません
不安なことや些細な
ことでもお電話ください

中尾一英税理士事務所

通話料無料

☎0800-800-2850

✉info@nakaotax.com

藤沢市遠藤 847-7



元銀行員 税理士です

三井のリハウスへご相談ください

相続された不動産

相続において発生する問題の中で、
最も多いのが、不動産についてだと
言われています。

「思い出の家を売却したいので、

出来ればいい人を買ってもらいたい」

「少しでも早く適正価格で売却し安心したい」

「相続登記が義務化されたと聞いたのですが、

相続登記の流れや進め方を知りたい」

「相続した実家が空家となり、

ご近所に迷惑がかかるかもしれない」

私たちはそういった質問やご要望に対し、

お客様がご満足いただけるよう

プロの目線でアドバイスをいたします。

不動産の相続について
お悩みやご要望をぜひ
ご相談ください。



三井のリハウス

三井のリハウス
藤沢センター

〒251-0055 藤沢市南藤沢3-12
クリオ藤沢駅前 4F

フリーコール

0120-399-031

営業時間 10:00~18:00 定休日 毎週火曜日・水曜日

この度は心よりお悔み申し上げます

司法書士が皆様の**相続**にまつわる
お悩み解決をお手伝いします

ひなた司法書士事務所

私たちは、皆様の法的な問題やお悩みに寄り添う

「かかりつけ医のような司法書士事務所」を目指して、
手続きや進め方などをわかりやすくご説明いたします。



藤沢駅より徒歩5分

藤沢市役所より徒歩10分

外出・手続きの
ついでに
立ち寄りやすい♪

相談
無料

見積
無料

私たちにお任せください!

不動産の 相続登記

2024年
4月1日から
義務化!

亡くなった人が不動産を所有していた場合、不動産の名義変更が必要です。不動産を相続したことを知ったときから3年以内に登記しなければ、10万円以下の過料の対象となります。(過去の相続分も対象)

預貯金の相続

「多数の銀行口座があり手続きが大変。」「平日銀行に行く時間がない。」「手続きが大変そうなのですべて任せたい。」など、まずはお気軽にご相談ください。
司法書士が預金の払い戻し手続きや、それぞれの相続人への分配などもお手伝いさせていただきます。

遺産分割協議

「自宅は妻が相続する。預金は妻と長男と長女で3等分する。」など、相続人の間で遺産の分け方が決まったら、合意内容をまとめた遺産分割協議書を司法書士が作成いたします。
作成した遺産分割協議書は不動産の名義変更や預金の相続手続きで使用します。

相続税についても必要に応じて税理士をご紹介します、連携してサポートいたします。
法的な問題やお悩みは、些細なことでもお気軽に当事務所へご相談ください。

TEL 0466-29-0308

営業時間 平日9時～17時・土曜日9時～11時(土曜日は予約面談のみ)

定休日 日曜日・祝日・
第1・第3水曜日

司法書士が外出、ご相談対応中のことがありますので、事前のご予約をお願いします。
営業時間外の予約についてもお気軽にご相談ください。



ひなた司法書士事務所



提携駐車場あり

お車でお越しの際には、
湘南パーキング(藤沢市藤沢517-2)
をご利用ください(1時間まで無料)。

ホームページ
はこちら



～所持資格・所属会～

- 神奈川県司法書士会
会員登録番号 第1407号
- 簡裁訴訟代理関係業務の認定番号
第601504号
- 社団法人成年後見センター・
リーガルサポート会員
会員番号 第3206145号
- 一般社団法人家族信託普及協会
家族信託専門士

〒251-0052 神奈川県藤沢市藤沢976番地の2 秀明ビル5階

ご相談・
お問合せは
こちらから
どうぞ

藤沢駅北口
徒歩約3分

不動産を相続したら



司法書士法人宮本事務所に ご相談ください

遺言および相続手続きから相続後の不動産売却までサポートいたします
当事務所が相談窓口となり専門家と連携して相続の悩みを解決いたします

不動産相続案件 実績多数

湘南・西湘エリアにて、
10年以上相続・不動産関
係の案件を解決してきた
実績があります。

相続登記から 手続き後の売却まで 一貫してサポート

独自のネットワークを用い
て、相続後の売却、土地活
用などのご提案、その手続
き代行まで対応いたします。

相続の各種 手続きを トータルサポート!

遺言、預貯金解約、遺産
分割などもご相談いただ
けます。「誰に相談すれば
いいの?」からご相談くだ
さい。

相続専門の 税理士と提携

相続税など税金のご相談
がある場合でも、
提携している税理
士法人リライトと
連携して対応
いたします。



あなたのお悩みに私たち専門家が
解決策をご提案いたします。

遺産の確定、遺産分割、相続財産の名義変更など
相続手続きの一步目からサポートいたします。
まずはお気軽に面談をご予約ください。

WEBでの
面談予約は
こちらから



当事務所 代表司法書士
宮本 宏士
みやもと ひろし

初回相談
無料

オンライン
面談対応

出張
相談可
(出張費別途)

司法書士法人宮本事務所

〒251-0052 藤沢市藤沢551番地1-6階

平日
9:00~18:00
(土日祝日休み)
時間外対応可

MAIL
legal@shihou-m.com

TEL
0466-21-9710

HPは
こちら



はじめての相続案内

悩みが「みえる」「わかる」お手伝い

相続 対策



子供たちが争わない
ためには？

手続きがよくわからない

遺言書 作成



財産を
減らさない相続対策は？

家族の為に
遺言書を作りたい



一般社団法人相続実務協会

ご質問・ご相談はお気軽に下記までお問い合わせください。

☎0466-76-6460

受付
時間

AM10時～PM17時

定休日：日曜・月曜・木曜



にゃー企画合同会社

〒251-0046 神奈川県藤沢市辻堂西海岸1-5-7-11

FAX: 0466-32-9677

https://part040.oops.jp/33902_nyaki/

nya.souzoku@gmail.com



ご連絡をいただく際に「おくやみハンドブックを見ました」とお伝えの方に、
安心して頼める遺留品処分業者のご紹介、価格の10%引き



こんなお困りごとは ありませんか??

- ☒ 相続が発生したが
どこから手をつけて良いのか分からない
- ☒ 親が亡くなったので不動産の名義変更がしたい
- ☒ 銀行預金を相続したいが
どうしたらいいのか分からない
- ☒ 相続に必要な手続きをすべて行ってほしい
- ☒ 借金を相続したくない
- ☒ 誰が相続人が分からない
- ☒ 未成年や認知症の相続人がいる

～私たちが大切にしているポイント～

当事務所に依頼いただくと、『速やかに手続きが完了する』『正確で誤りがない』『戸籍の記載を読み取り、複雑な親族関係の把握が可能』『必要に応じて各役所にて戸籍や住民票の代理取得が可能』などのメリットがあります。ご費用につきましても、明確かつリーズナブルであることを心がけ、ご納得の上で依頼いただけるよう心がけております。



**ご相続に関する
お悩みがございましたら
どんなことでも
まずはご相談ください**

司法書士法人シーガル法務事務所では
充実の実績とノウハウで誠心誠意サポート致します

お任せ
ください

- 戸籍収集
- 相続財産調査
- 預貯金相続
- 相続放棄
- 相続人調査
- 遺産分割協議
- 不動産名義変更
- 遺言書 など

2010年に事務所を開設して以来、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、鎌倉市など湘南エリアを中心に、地域密着の法律家として身の回りの法律問題の解決などをお手伝いさせていただいております。



司法書士 いけだ まさふみ
池田 将史

神奈川県司法書士会湘南支部所属 登録番号1575号
簡裁訴訟代理関係業務認定会員 認定番号701019号
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート会員
一般社団法人家族信託普及協会 家族信託専門士

① 無料相談

初回の相談は無料です。60分間じっくりとお困りごとをお話し頂けます。

② 地域密着でご奉仕

地域密着を理念に地元のみなさまのお役に立つことを目標としています。フットワークを重視し、スピーディーな処理を心掛けています。

③ ワンストップ対応

弁護士、税理士、測量士、FP、不動産鑑定士、保険コンサルタントなど、様々な専門家とのネットワークを駆使して、ご相談に対応します。

さまざまな問題に寄り添い一緒に解決していきます 〈完全予約制／土日も面談可／秘密厳守〉

司法書士法人 シーガル法務事務所

〈代表〉司法書士 池田 将史

完全予約制  **0120-952-061**

【受付時間】9:00～18:00／土日祝休 【電話】0466-97-1196

相続・遺言・遺産整理・家族信託



<https://seagull-office.com>
総合サイト

借金を相続したくない方



<https://shonanhouki.com>
湘南相続放棄相談センター

地域密着の“法律家”がサポート



【所在地】藤沢市辻堂1-3-13 江戸惣ビル5階



不動産相続に関するお悩みは 不動産コンサルタント にお任せ！

不動産相続のお悩み解決のためには、幅広い知識が必要です！



たくさんの選択肢から、お客様の最善を導きだします！

不動産の専門家としての知識や経験を生かし、公平かつ客観的な立場で、

「幸せ相続計画」をサポート！

相続を争族にしない・相続の度に資産を減らさないアドバイスをいたします！

サポート
その
1

相続発生前の対策

- 現状分析 ●改善案提案
- 家族信託 ●遺言
- 資産の組換え など

「お客様の資産を相続で減らさない」をモットーに、相続発生時に揉めないための事前対策を行います。

サポート
その
2

相続発生時の実行支援

- 遺産分割 ●相続登記
- 納税資金捻出のための不動産売却 など

相続された方の複雑な不動産相続について、「円滑な相続後の手続き」となるよう支援いたします。

専門資格者でなければ行うことが出来ない業務が含まれる場合は、資格者へ依頼、または提携して解決を図ります。

まずはお気軽にお問い合わせください。

株式会社湘南財産パートナーズ

代表取締役：加瀬 義明

神奈川県茅ヶ崎市出身

【資格等】・公認不動産コンサルティングマスター相続対策専門士・公認不動産経営管理士(CPM®)・公認不動産投資顧問(CCIM)・1級ファイナンシャル・プランニング技能士・ファイナンシャルプランナー(CFP®)・宅地建物取引士・相続対策コンサルタント・マンション管理士・賃貸不動産経営管理士・既存住宅アドバイザー・家族信託コーディネーター・2級建築施工管理技士・米国不動産投資マスター 等々

初回相談
90分無料

予約制

出張相談・
オンライン相談も
対応できます。

株式会社湘南財産パートナーズ

TEL. 0466-90-3891

免許番号：神奈川県知事免許(3)第28251号

所属団体：(公社)神奈川県宅地建物取引業協会、(一社)IREM JAPAN、(一社)CCIM JAPAN、NPO湘南不動産コンサルティング協会

〒251-0025

神奈川県藤沢市鵠沼石上2-5-1-3階

営業時間 10:00~18:00 休業日 水曜日・日曜日

FAX.0466-90-3892 <https://www.shonanzaisan.net/>



相続 に関することなら なんでもご相談ください!



故人様の財産が 全く把握できない

- 家業や会社経営をしていて収支が把握できていない
- 生前あまり親交がなく、どんな財産があるのかも分からない
- 負債の方が多いかもしれないので不安...



突然のことで 何から手をつけて いいか分からない

- 色々やることはあるけど、何から始めればいいのか分からない
- 誰かに全てを任せたい...



誰に相談したらいいのか 分からないし、 余計なお金を取られそう

- 弁護士? 司法書士? 税理士? 誰に相談すれば...
- 余計なお金がかかってしまわないだろうか
- 営業とかされないかな?



故人様名義の 不動産がある

- 不動産の名義変更をしたいけど、どんな書類が必要なのか分からない。
- 自分で手続するのは難しいし面倒...
- 不動産を維持するか、売却するかで揉めている



手続が困難...

- 相続人が高齢または障害があって話し合いができない
- 仕事が忙しいので相続手続に手が回らない
- 住まいが遠方なので手続が実質不可能



手続には期限があると 聞いたが大丈夫?

3ヵ月、4ヵ月、10ヵ月とか色々な期限を聞くけど何がなにやら...もし期限を過ぎてしまったらどうなるの?

まずは
専門家の私たちに
ご相談ください。



ご相談は30分無料です。

財産の調査から引き渡しまで面倒な相続手続を丸ごとお任せいただくことが可能です。また、無料相談、費用のお見積りだけでも構いません。結果的に、ご依頼をいただけても問題ございません。

KTGグループの強み

相続分野に強い集団!

相続以外の業務がメインのグループや事務所の場合、緊急性のない相続手続は後回しにされてしまうこともあります。当グループでは迅速・適切に手続を進めて参ります。

ワンストップサービス!

当グループは信頼できる弁護士、司法書士、税理士、不動産会社等が連携してワンストップサービスを提供しているため、お客様に余計な手間をかけさせません。

【KTGグループのご紹介】

KTGグループは士業を中心とした専門家集団です。「困ったことがあればKTGに相談すれば安心」とお客様に思っていたいただけるようなワンストップサービスを提供しています。各拠点に弁護士、司法書士のほか、社会保険労務士、税理士、土地家屋調査士、宅地建物取引士、行政書士等、様々な資格保有者が在籍しており、各士業間で案件を共有し、連携を図ることにより、適切かつ迅速に案件を処理することができます。

■埼玉県

弁護士法人KTG浦和法律事務所 弁護士 宅地建物取引士
司法書士法人KTG浦和司法書士事務所 司法書士
社会保険労務士法人KTGパートナーズ 社会保険労務士
KTG浦和税理士事務所 税理士

■群馬県

司法書士法人KTG高崎司法書士事務所 司法書士 行政書士

■東京都

KTG東京税理士事務所 税理士
KTG土地家屋調査士事務所 土地家屋調査士

■神奈川県

司法書士法人KTG湘南藤沢司法書士事務所 司法書士

心の整理とともに、暮らしの準備も少しずつ。

相続の不安、私たちがそとと寄り添います。



湘南藤沢にある
地域に根ざした
法律事務所です

この度は心よりお悔やみ申し上げます。弊所は地域密着型の法律事務所として、大切なご家族を亡くされた方々の相続に関するご不安に対し、親身になってサポートいたします。相続問題でお悩みがある方は、お一人で抱えこまずお気軽にご相談ください。



相続手続
丸ごと
お任せ!

相続分野
取扱業務

遺産承継業務、遺産分割協議、遺留分侵害請求、
相続放棄、成年後見、遺言、公正証書遺言など

KTGグループは、士業を中心とした専門家集団です。グループ内の各士業が連携を図ることでワンストップサービスを提供でき、相続手続きの全てを適切かつ迅速に対応することが可能です。相続財産調査や遺産分割協議書作成など、相続手続きの一部についてのご依頼も承っております。

相続税申告
※4

業務完了

遺産分割協議書に沿って各相続人に分配

不動産の名義変更や預貯金の解約変更
財産の現金化等の遺産承継手続
※3

遺産分割協議書作成
※2

法定相続人や相続財産の確定
※1

財産の聞き取り調査・戸籍謄本や
不動産関係書類などの証明書集め

お見積もりにご納得いただければ受任

今後の流れのご説明やお見積もりの提示

無料相談でのご面談

- ※1 不動産会社による不動産の譲渡に関するご相談や不動産評価額を提示することが可能です。
- ※2 遺産分割協議や遺産分割協議書作成段階において相続人間にトラブルが発生した場合には辞任せざるを得ない場合があります。
- ※3 不動産登記にかかる登録免許税等は別途費用がかかります。
- ※4 税務申告費用については割引のうえ別途費用がかかります。

お問い合わせ先

弁護士法人KTG 湘南藤沢法律事務所



0466-53-9710

弁護士

宅地建物取引士

URL <https://ktg.jp/shonan/law/>



住所 神奈川県藤沢市鵠沼石上1丁目5番4号 ISM藤沢4階

営業時間 平日：9時30分～19時（定休日：土日祝）

相続 遺言 空き家対策

相続人調査 遺品整理 お墓

相続のこと・・・

ちょっとしたことから専門的なことまで



一般社団法人

相続サポートセンター

相続サポートセンターとは・・・

相続サポートセンターは、「相続で苦労しない」「相続で不幸にならない」
「相続で家族の絆を壊さない」を理念に、円満な相続の実現を目指す専門家集団です。
コーディネーターがお客様に寄り添い「ちょっとしたことから専門的なことまで」サポートいたします。
※各専門業務に関しましては提携の国家資格者や専門家がお手続きいたします。

無料相談受付中

フリーダイヤル



ゴー サポートイチバン
0120-534-101

【受付時間 / 9:00 ~ 18:00 定休日 / 日曜日・祝日】

相続サポートセンター 大和本店

〒242-0016 神奈川県大和市
大和南1-7-11 1F
TEL 046-240-7724



ご相談サロン 横浜

神奈川県横浜市
西区北幸1-11-1
水信ビル7F
〈横浜アントレサロン〉



ご相談サロン 新宿

東京都新宿区
西新宿7-4-4
武蔵ビル5F
〈HAPON 新宿〉



ご相談サロン 平塚

神奈川県平塚市
紅谷町8-16
サニープラザ平塚3F
〈ビズコンフォート〉



ご相談サロン 八王子

東京都八王子市
東町10-3
WADAビル3F

